

内閣府副大臣

末松 義規 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 小川 益丸
全国保育士会
会長 御園 愛子

子どもの育つ環境は国が保障してください

～全国知事会「構造改革特区の共同提案」への意見～

平成 22 年 11 月 15 日に全国知事会が「構造改革特区の共同提案」を行いました。この「共同提案」には、「保育所の人員・設備・運営基準の移譲」や、「私立保育所の満 3 未満児の給食の外部搬入方式の容認」、「家庭的保育事業の面積基準や保育士配置基準の移譲」等、子どもの育つ環境を崩壊させることが懸念される申請となっています。

また、あくまでも特区としての扱いをほぼ全体的に申請提案することは国の基準等をなし崩しにするものであり、反対します。

全国 2 万 1 千か所の認可保育所と 18 万 5 千人の保育士を会員とする全国組織である全国保育協議会、全国保育士会は、保育環境は国が責任をもって子どもに保障すべきものと主張しています。最低基準の地方公共団体への移譲や 3 歳未満児給食の外部搬入方式の導入に断固反対を表明します。

【1. 児童福祉施設最低基準は、改善こそが必要です。】

1. 最低基準は国の理念として堅持されるべきものです。

認可保育所などを対象に定められている児童福祉施設最低基準は、子どもの発達環境の最低限度の保障を国がナショナルミニマムとしてしめす基準です。この国に生まれ育つ子どもに対する国としての保障の理念を表すものです。したがって、地方の判断に任せる性格のものではありません。

2. 最低基準は、国による改善こそが必要なものです。

最低基準に定められた設備基準等は、制定後 60 年余の間、一度も改善されることなく現在に至っています。先進諸国の中でも下位であるこの基準は、緩和よりも国として改善することが必要なものです。

3. 子どもの発達保障に地域格差があってはなりません。

最低基準の設定を地方に任せることは、地方における子どもの数の減少、地方財政が逼迫した状況などからも、地域格差が広がる懸念を禁じ得ません。

自ら環境改善を訴えることができない子どもたちの最善の利益を守り、「すべて

児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とする児童福祉法の理念を守るためにも、最低基準は全国統一の基準とするべきです。

4. 待機児童は、国が財源を確保し解消すべきです。

待機児童の解消は、わが国全体の課題です。保育所の整備や保育・子育て支援サービスの拡充は、将来に向けた投資として国の責務として財源を確保して実施するべきです。

- (1) 2歳未満児：3.3 m²/人 4.11 m²/人、
3歳以上児：1.96 m²/人 2.43 m²/人
以上が必要です。

最低基準を守っていても、一人当たり面積が狭いため食事のときに子どもが机にまっすぐ座ることできなかつたり、ひじがあたったりする状況で食事をしている保育所があります。保育士が食事を介助するスペースの確保も大変です。

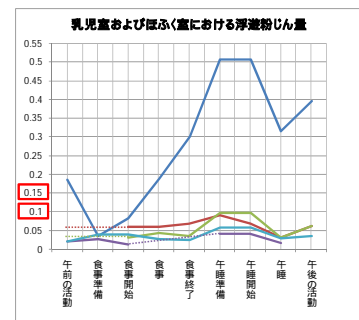


- (2) 食事と午睡の場を分けることができる空間の広さが必要です。

食事中の子どもがいても、午睡の布団を敷く必要があるので、子どもに食事の場所を移動してもらわざるを得ないこともあります。

- (3) 子どもに衛生的な環境を提供する必要があります。

食事している傍らで布団を敷くので、粉塵が舞う中で、子どもは食事をし、午睡をしています。安心、安全に生活できる空間を提供する必要があります。



- (4) 子どもを詰め込むのではなく、生活する環境を提供することが必要です。

最低基準を守っている認可保育所でも、部屋いっぱいに布団を敷かざるをえない状況もあります。子どものためには、保育士の見守りや添い寝ができる空間を確保することも必要ですが、それもありません。

自治体の基準で設置している「認証保育所」の環境(2.5 m²/人)ではより厳しくなります。



機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業(全国社会福祉協議会実施)では、
現行の保育所環境の厳しい状況が明らかになり、その改善が提言されています。

概要版 http://www.shakyo.or.jp/research/2009_pdf/gaiyou.pdf

全体版 <http://www.shakyo.or.jp/research/09kinoukenkyu.html>

【2. 保育所の食事設備は、子どもの発達過程に不可欠なものです。】

1. 給食の外部搬入方式は、一人ひとりの子どもの発達過程や状況に応じた食事の提供を難しくします。

保育所の0～6歳の子どもたちにとって、一人ひとりの乳児の育ちや発達を踏まえて、離乳食や食事を提供することは、必要不可欠です。

離乳食を食べる子どもは5か月～1歳6か月までと1年ぐらいの差があり、保育現場では、子どもの発達の状況に応じて、保護者との相談をもとに、保育士・調理員・栄養士等が十分な連携を行ったうえで、日々、きめ細かく調理内容を変えて食事を提供しています。また、乳児は決まった時間に寝て決まった時間に食事をするわけではなく、睡眠の状況で食事時間を変えることもあります。保育所が自園調理だからこそ、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな暖かい食事の提供が可能となっているのです。

2. 食事の搬入時間に合わせて子どもの生活リズムを変えることはできません。

乳幼児にとって生活のリズムは重要な発達の条件です。交通事情などによる遅延などで、食事の時間を変更せざるをえない場合、子どもの生活リズムに悪影響が起きます。

3. 保育所で提供しているのは昼の給食だけではありません

保育所では一度の食事でたくさんの食物を摂取することが難しい乳幼児に対して、10時と3時におやつを提供しています。保育所のおやつは「補食」であり、「食事摂取基準」にもとづいて計算して提供しています。おやつの内容も、ごはんや麺類、パン等、食事に近いものを提供しており、市販の菓子類等を提供しているわけではありません。

< 本件に関する問合せ先 >

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・児童福祉部 全国保育協議会事務局(担当: 今井、岡澤)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 E-mail zenhokyo@shakyo.or.jp